政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令案要綱

第１　政治資金規正法施行令の一部改正

収支報告閲覧対象文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第十八条、第十九条関係）

第２　政党助成法施行令の一部改正

公表対象報告文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第七条、第八条関係）

第３　施行期日等

１　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の規定の整備を行う。